

# 事業系ごみ削減対策推進ガイドライン

平成21年3月

埼玉県環境部資源循環推進課

# 目 次

<b>第1章 事業系ごみの状況と削減対策の必要性</b>	2
1. 1 事業系ごみの状況	2
1. 1. 1 県内における発生状況の変化（平成9年度～平成18年度）	2
1. 1. 2 増加原因	3
1. 1. 3 排出事業者・廃棄物処理業者の意識と取組の状況	6
1. 2 事業系ごみの削減対策の必要性	7
1. 2. 1 事業系ごみ削減対策推進ガイドラインの目的	7
1. 2. 2 減量化・再資源化の必要性	8
1. 2. 3 削減目標	9
<b>第2章 事業系ごみ削減対策に関する基本的事項</b>	10
2. 1 事業系ごみ削減対策の実施方法	10
2. 1. 1 削減対策の考え方	10
2. 1. 2 削減対策の進め方	11
2. 2 事業系ごみ削減対策の組織体制	13
2. 2. 1 組織体制の在り方	13
2. 2. 2 職員の資質の向上	14
<b>第3章 規制的手法</b>	15
3. 1 公共ごみ処理施設における搬入物検査	15
3. 2 事業者に対する立入検査	16
3. 3 その他の規制的手法	17
<b>第4章 啓発的手法</b>	19
4. 1 情報発信が必要な事項	19
4. 2 情報発信の手法	21
4. 3 その他の啓発的手法	23
<b>第5章 誘導的手法</b>	24
5. 1 地域におけるコミュニケーション上のインセンティブを活用した誘導的手法	24
5. 2 経済的インセンティブを活用した誘導的手法	25
<b>第6章 回収・処理体制の構築</b>	26
6. 1 資源としての取扱の在り方	26
6. 2 効率的な回収システムの構築	27
6. 3 再資源化インフラの整備と活用	28
<b>第7章 地域の活性化と循環型社会の構築</b>	29

# 第1章 事業系ごみの状況と削減対策の必要性

## 1.1 事業系ごみの状況

### 1.1.1 県内における発生状況の変化（平成9年度～平成18年度）

○ 県内における一般廃棄物総排出量は、事業系ごみの削減対策の遅れなどによって、平成9年度以降の10年間で約17万トン増加し、総排出量に占める事業系ごみの排出量の割合についても、20.8%から25.7%に上昇した。

**一般廃棄物総排出量**

平成9年度 約239万トン → 平成18年度 約256万トン  
 (増加量：約17万トン、増加率：7.3%)

**家庭系ごみの排出量**

平成9年度 約189万トン → 平成18年度 約190万トン  
 (増加量：約1万トン、増加率：0.1%)

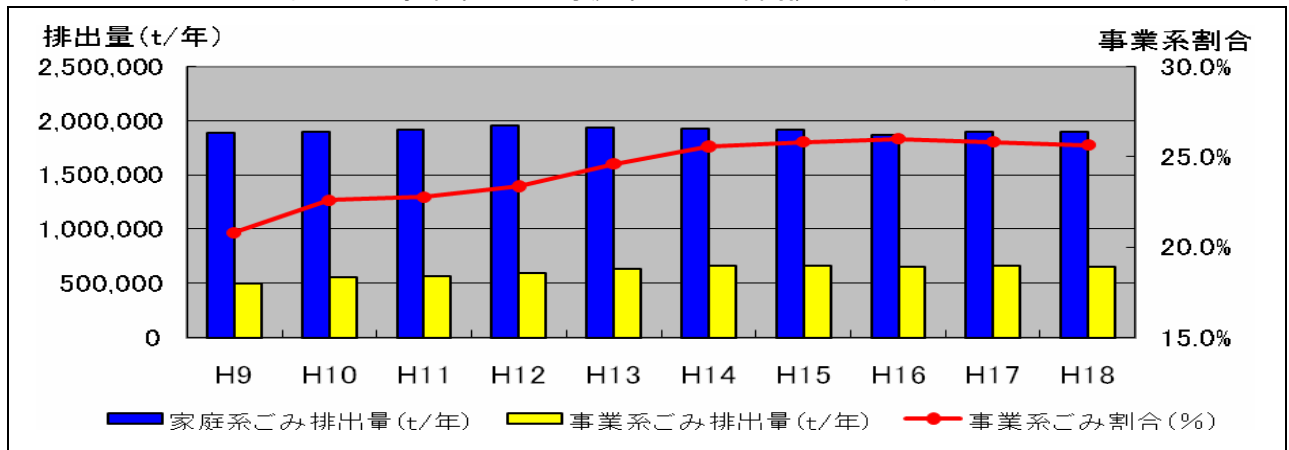
**事業系ごみの排出量**

平成9年度 約50万トン → 平成18年度 約66万トン  
 (増加量：約16万トン、増加率：32.1%)

平成9年度から平成18年度までの10年間で、県内の一般廃棄物総排出量は約17万トン増加し、このうちの9割を超える約16万トン分が事業系ごみの増加によるものであった。

また、第2次循環型社会形成推進計画の基準年である平成12年度以降の傾向としては、市町村等が推進してきたごみの分別計画や減量化に関する啓発事業などにより住民の意識向上が図られ、家庭系ごみについては徐々に減少傾向に転じてきたと言える。しかし、事業系ごみの排出量については、平成14年度まで上昇した後、約66万トンでほぼ横ばいの状況が続いている。

図1-1 事業系ごみと家庭系ごみの年間排出量の状況



年度	一般廃棄物総排出量 (t/年)	事業系ごみ		家庭系ごみ	
		排出量 (t/年)	割合 (%)	排出量 (t/年)	割合 (%)
9	2,386,283	497,313	20.8	1,888,970	79.2
10	2,457,454	555,682	22.6	1,901,772	77.4
11	2,488,349	567,078	22.8	1,921,271	77.2
12	2,556,109	597,741	23.4	1,958,368	76.6
13	2,572,962	633,372	24.6	1,939,590	75.4
14	2,590,395	662,889	25.6	1,927,506	74.4
15	2,589,455	669,231	25.8	1,920,224	74.2
16	2,530,118	657,713	26.0	1,872,405	74.0
17	2,567,681	663,511	25.8	1,904,170	74.2
18	2,560,809	656,863	25.7	1,903,946	74.3

## 1.1.2 増加原因

○ 事業系ごみが増加した原因としては、次の点があげられる。

- ① 好景気による活発な事業活動
- ② 小型焼却炉の規制強化による自己処理量の減少
- ③ 事業者の意識や遵法性の欠如
- ④ 処理料金格差を利用した産業廃棄物と越境ごみの流入
- ⑤ 少量廃棄物の回収システムの不足
- ⑥ 行政からの情報発信の不足

事業系ごみの排出量が増加した時期は、廃棄物処理法の改正やダイオキシン類特別措置法及び県生活環境保全条例の施行によって小型焼却炉規制が強化された時期とほぼ一致する。このことから、事業系ごみが増加した最大の原因は、規制強化に伴い事業者が焼却炉を廃止した際に、自己処理されていたごみが民間の再資源化ルートに流れずに公共ごみ処理施設へ搬入されたためと考えられるが、その他にも好景気による活発な事業活動や排出者に対する情報発信の不足など多くの原因が考えられ、これらが複合的に影響した結果と言える。

### ① 好景気による活発な事業活動

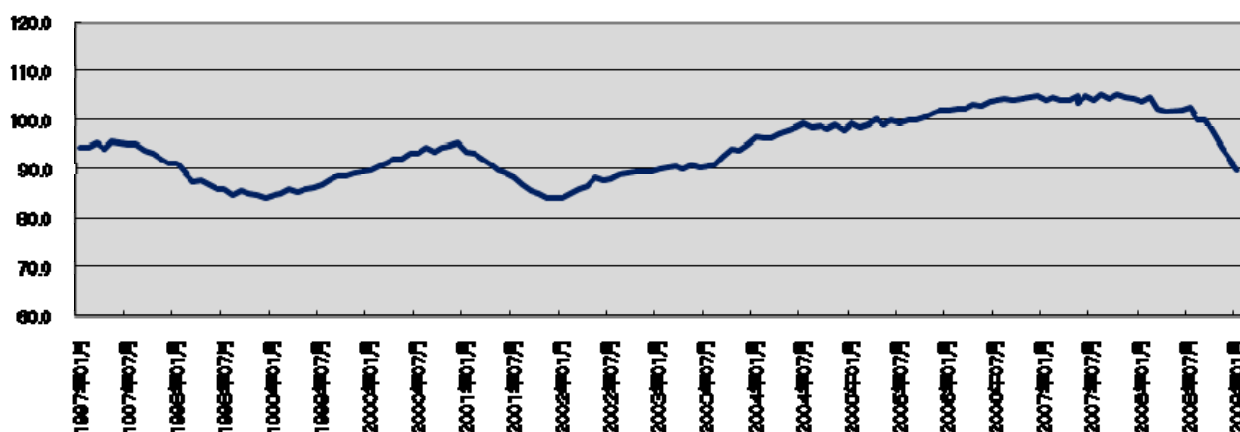
事業活動が活発である場合、一般に事業所から排出される廃棄物は増加する。

平成9年度から平成18年度までの10年間については、内閣府経済社会総合研究所景気統計部データによると、平成9年5月から平成11年1月までと平成12年11月から平成14年1月までの2度の景気後退期はあったものの長期間にわたって好調な経済状況が続いたとされており、活発な事業活動により事業系ごみの排出量が増加してきたと考えられる。

なお、平成21年3月現在、景気動向指数(CI一致指数)は悪化を示しており、平成20年度より景気後退の動きが継続している状況にある。

景気動向指数(CI一致指数):生産、雇用など様々な経済活動での重要かつ景気に敏感な指標の動きを統合することによって、景気の現状把握及び将来予測に資するために作成された統合的な景気指標。CI(コンポジット・インデックス)は、景気に敏感な指標の量的な動きを合成した指標であり、CI一致指数は、景気の現状把握に利用される。

図 1-2 景気動向指数 (CI一致指数)



内閣府経済社会総合研究所景気統計部データより

### ② 小型焼却炉の規制強化による自己処理量の減少

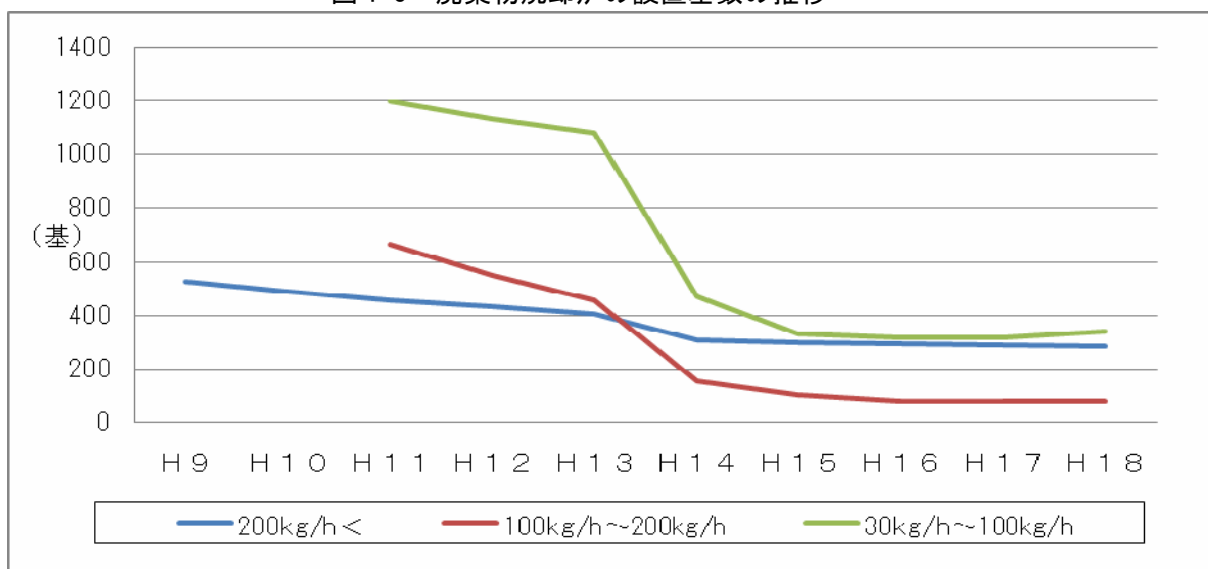
ダイオキシン対策を目的とした法令改正等が行われ、事業者自らが事業系ごみを焼却処理する場合でも、バグフィルターなどの高度な排ガス処理装置の追加が必要となった。この結果、多くの事業所において小型焼却炉が廃止されることとなったが、民間の再資源化施設

が十分に整備されていなかったために、自己処理されていた事業系ごみが、可燃ごみとして公共ごみ処理施設に搬入されるようになったと考えられる。

表 1-1 焼却炉規制の変遷

施行日	法令改正の内容
S43. 12. 10	<b>大気汚染防止法</b> 対象：200kg/h 以上 排ガス規制 <b>廃棄物処理法</b> 対象：5t/日以上
H4. 7. 4	<b>廃棄物処理法改正</b> 届出制から許可制へ 廃プラ焼却炉対象：100kg/h 以上 構造基準、維持管理基準
H9. 7. 1	<b>廃棄物焼却炉のばい煙排出抑制に関する指導指針施行</b> 対象：150kg/h 以上 排ガス規制 構造基準、維持管理基準
H9. 12. 1	<b>廃棄物処理法施行令改正</b> 対象：200kg/h 以上 (廃プラ焼却炉対象：100kg/h 以上) 既設炉 (特定ごみ処理施設等) 規制追加 (H10. 11. 30、H14. 11. 30 の 2 段階の経過措置)
H11. 4. 1	<b>埼玉県公害防止条例</b> 対象：30kg/h 以上 構造基準、維持管理基準(H14. 11. 30 まで猶予)
H12. 1. 15	<b>ダイオキシン類特別措置法施行</b> 対象：50kg/h 以上 排ガス、燃え殻、ばいじん、放流水の濃度規制 自主測定の報告
H14. 4. 1	<b>生活環境保全条例に全面改正</b> 公害防止条例に構造基準が一部追加
H14. 12. 1	<b>生活環境保全条例</b> 対象：30kg/h 未満も追加 <b>廃棄物処理法</b> 許可対象外施設にも構造基準適用

図 1-3 廃棄物焼却炉の設置基数の推移



埼玉県環境白書 「ばい煙発生施設設置状況」より

③ 事業者の意識や遵法性の欠如

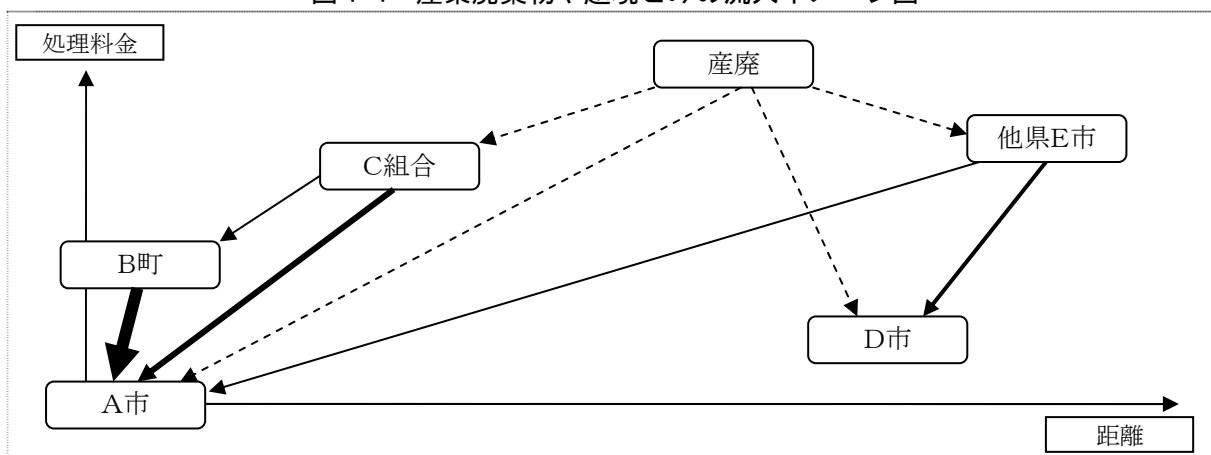
排出者責任の明確化や違反者に対する罰則の強化などを目的とした廃棄物処理法の改正が行われたことにより、産業廃棄物の大規模不法投棄事件などの悪質な事案については徐々に減少してきた。しかし、一部ではあるが、依然、適正処理に無関心な排出事業者や遵法性の欠如した廃棄物処理業者は存在しており、事業系ごみの増加の一因となっている。

#### ④ 処理料金格差を利用した産業廃棄物と越境ごみの流入

廃棄物処理法では、事業者に対して産業廃棄物を自ら処理するよう義務付けているが、実際は、事業者が適正な費用を負担し産業廃棄物処理業者に委託することで処理が行われている。この適正な処理費用の負担が排出事業者の責務であるが、「産業廃棄物が目の前から消えてしまえばいい」などと考える一部の意識の低い排出事業者と悪質な処理業者との間で極端にダンピングされた価格で委託契約が締結されることがあり、その結果、処理料金の安い公共ごみ処理施設への産業廃棄物の流入や不法投棄など違法行為が発生する。

また、事業系ごみについては各市町村等の条例で処理手数料を定めているため、団体間での料金格差が存在する。このため、処理手数料の高い市町村区域で発生した事業系ごみが、手数料の安い市町村の公共ごみ処理施設に搬入されることがあり、こうした越境ごみの問題も一部の市町村等における事業系ごみの増加の原因となっている。

図 1-4 産業廃棄物や越境ごみの流入イメージ図



#### ⑤ 少量廃棄物の回収システムの不足

産業廃棄物や事業系ごみは民間の廃棄物処理業者によって回収されているが、その多くは中小零細事業者である。また、一度のまとまった廃棄物や再資源化可能物を排出している事業者は少数であることから、処理業者に過度の経済的負担を与えない効率的な回収システムを整備する必要がある。

これまで、こうした回収システムが十分に整備されていなかったために、事業系ごみ、産業廃棄物及び再資源化可能物が定常的に混載運搬されて、公共ごみ処理施設に搬入されてきたと考えられる。



図 1-5 可燃ごみと段ボール（再資源化可能物）の混載運搬の例

#### ⑥ 行政からの情報発信の不足

事業系ごみの削減には、排出事業者に対して適正処理や再資源化の方法などを示す必要があるが、これまで行政からの発信情報が十分でなかったこともあり、排出事業者における減量化・再資源化の取組が徹底されずに事業系ごみの増加を招いたと考えられる。

### 1. 1. 3 排出事業者・廃棄物処理業者の意識と取組の状況

- 排出事業者の意識と取組については、次のような状況にある。
  - ・「企業の社会的責任（CSR）」の観点から廃棄物の適正処理や資源の有効利用に積極的に取り組む事業者が増加している一方で、未だ廃棄物処理法の規定を理解していない事業者も一部存在し、事業者間での意識と取組に大きな差が生じている。
  - ・ISO14000 シリーズやエコアクション 21 の認証登録事業者においては、事業系ごみや産業廃棄物の減量化・再資源化に関する自主的な取組が概ね実践されている。
  - ・小規模事業者などにおいては、再資源化が可能な事業系ごみや産業廃棄物が公共ごみ処理施設で焼却処理されているケースがある。
  - ・食品廃棄物やオフィスペーパーなどの減量化・再資源化が遅れている。
- 廃棄物処理業者の意識と取組については、次のような状況にある。
  - ・廃棄物処理業界では、循環型ビジネスへ事業展開していこうとする事業者から悪質な違法行為を繰り返す事業者まで、様々な事業者が存在している。
  - ・一般廃棄物収集運搬業者には、産業廃棄物収集運搬業を兼業している者が多いが、事業系ごみの専用運搬車両を所有していない事業者も存在する。
  - ・多くの一般廃棄物収集運搬業者は、複数の区域の許可を取得し事業を行っている。

#### 1 排出事業者の意識と取組の状況

事業系ごみの減量化・再資源化に関する意識や取組には、事業者間で大きな格差が存在する。ISO14000 シリーズやエコアクション 21 などの認証登録事業者においては、「企業の社会的責任（CSR）」を踏まえた企業経営が実践され、廃棄物管理責任者の設置、環境監査や従業員教育の実施、環境報告書による情報発信など廃棄物の適正処理や資源の有効利用に関する積極的な取組が行われている。しかし、一部の小規模事業者などでは、廃棄物処理法が遵守されずに、産業廃棄物や再資源化可能物が事業系ごみとして公共ごみ処理施設に搬入され、焼却処理されている状況にある。こうした事業系ごみには、小売業者や外食産業などから発生する食品廃棄物や多くの事業所から発生するオフィスペーパーが挙げられ、どちらも一事業所からの発生量が少ないといった特徴がある。

また、産業廃棄物が廃棄物処理法の規定から従量制の契約が行われているのに対し、事業系ごみの収集運搬契約は、一般に定額制の契約（週〇回の回収で△円といった契約方式）が行われている。定額制の契約は、排出事業者に対して廃棄物の減量化による経済的インセンティブを与えにくいことから、取組の阻害要因となっている。県が実施した廃棄物処理業者へのアンケート調査及び排出事業者立入検査では、6～7割の排出事業者において事業系ごみの定額制契約が締結されており、特に、小規模事業者であるほどその傾向が強いことが確認されている。

#### 2 廃棄物処理業者の意識と取組の状況

廃棄物処理業者においても、事業者間で意識や取組に大きな格差が生じている。廃棄物処理法が改正され排出者責任が強化されたことにより、信頼性の高い処理業者を委託先に選択する排出事業者や産業廃棄物の優良品評価制度の認定を受ける処理業者が増加するなど廃棄物処理業界全体の遵法性は大幅に向上した。しかし、一方では、依然、利益を優先し違法な事業活動を行う処理業者も一部存在しており、二極化が進みつつある。

県が行った処理業者への調査において、約8割の一般廃棄物収集運搬業者が産業廃棄物収集運搬業を兼業し、その大半が産業廃棄物と事業系ごみの運搬車両を兼用していることが確認されている。また、複数区域で一般廃棄物収集運搬業許可を取得している事業者が大多数であるが、収集する事業所がほとんどない区域においても許可を取得している事例もあり、広域的な違法収集を行っている事業者も一部存在する。



## 1.2 事業系ごみの削減対策の必要性

### 1.2.1 事業系ごみ削減対策推進ガイドラインの目的

- 事業系ごみ削減対策推進ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）は、本県における事業系ごみの削減目標その他事業系ごみの減量化・再資源化に関する基本的な考え方を示すとともに、市町村等が区域内における事業系ごみの削減対策を実施する際の減量化・再資源化の施策について、その効果的な手法及び手順を示すものである。
- 本ガイドラインは、区域内における事業系ごみの減量化及び再資源化を推進する全ての市町村等を対象とする。

- 1 本ガイドラインは、資源の循環利用及び廃棄物の発生抑制により天然資源の消費を抑制し環境負荷を低減する循環型社会の形成を推進するために、本県において増加傾向にある事業系ごみの削減対策に関する基本的な考え方及び効果的な対策手法とその手順を示すものである。
- なお、具体的な対策手法については、別に作成する「事業系ごみ削減対策実践マニュアル」に示す。

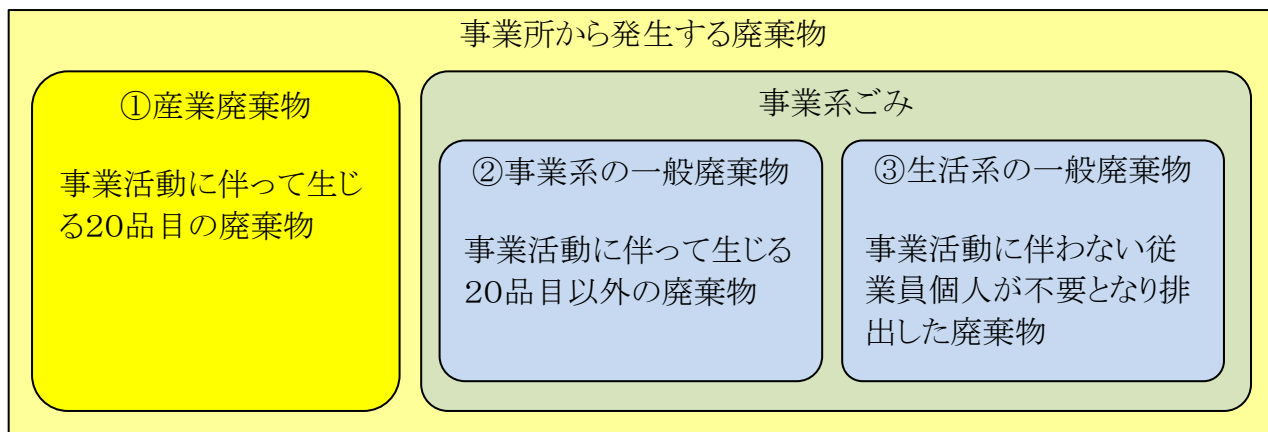
表 1-2 本ガイドラインと実践マニュアルの記載内容

事業系ごみ削減対策推進ガイドライン	本県における事業系ごみの削減目標 減量化・再資源化に関する基本的な考え方 減量化・再資源化の効果的な手法及び手順
事業系ごみ削減対策実践マニュアル	減量化・再資源化の具体的な対策手法の例 減量化・再資源化に関する参考事項

- 2 事業系ごみの削減対策は、公共ごみ処理施設を管理・運営する団体のみでの取組では十分な効果は期待できない。そのため、本ガイドラインにおいては、一部事務組合を構成する市町村を含め、事業系ごみの削減対策を実施しようとする県内の全ての市町村等を対象とする。

### ◇用語の定義

事業系ごみ・・・事業所から発生する廃棄物は、①産業廃棄物、②事業系の一般廃棄物、③生活系の一般廃棄物の3種類に区分される。このうち、本ガイドラインでは、②及び③を事業系ごみと定義して減量化・再資源化の対象とする。



越境ごみ・・・区域外から公共ごみ処理施設に搬入される廃棄物をいう。

減量化・・・排出事業者が廃棄物の発生を抑制することをいう。

再資源化・・・使用済物品や事業活動によって発生した副産物のうち有要なもの全部又は一部を「再生資源」又は「再生部品」として利用することができる状態にすることをいう。

削減対策・・・廃棄物の適正処理、減量化及び再資源化を推進することにより、公共ごみ処理施設への事業系ごみの搬入量を減らすことをいう。



## 1.2.2 減量化・再資源化の必要性

- 一般廃棄物の削減には、県内の一般廃棄物総排出量の増加原因となっている事業系ごみの対策が不可欠である。
- 公共ごみ処理施設に搬入される事業系ごみの削減は、維持管理費や施設更新の際の建設費など事業コストの削減につながるものである。
- 資源価格の下落により、今後、市場原理に任せた再資源化では十分な効果が期待できない。このため、再資源化されていた事業系ごみが単純焼却処理に回帰しないよう、早急に効率的な回収・再資源化システムを構築する必要がある。

1 市町村等は、循環型社会を構築するために、一般廃棄物の発生抑制と再資源化を推進していかなければならない。県内における平成9年度から平成18年度までの一般廃棄物総排出量については、その増加分の9割以上が事業系ごみの増加によるものであり、一般廃棄物の発生抑制と再資源化の推進には事業系ごみの対策が緊急かつ不可欠なものと言える。

なお、廃棄物処理法第5条の2第4項に基づき環境省から公表された「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」(平成17年5月26日 環告第43号)で、市町村の役割が以下のとおり示されている。

- 自区域内の一般廃棄物の排出抑制に関する市町村の役割
  - ① 適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進する
  - ② 分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努める
  - ③ 処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。
- 一般廃棄物処理事業の実施に当たっての市町村の役割
  - ① 適正な循環的利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、他の市町村との連携等による広域的な取組を図る
  - ② コストの分析や情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討する
  - ③ 経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進を図る
  - ④ 分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際は、変更や新規導入の必要性と環境負荷面、経済面に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努める

2 各市町村等においては、市民を対象とした家庭系ごみの有料化の導入や分別収集の細分化など積極的な施策が講じられてきた結果、家庭系ごみについては一定の削減効果が現れてきている。今後、事業系ごみの削減対策を厳格に実施しなかった場合、ごみ処理行政に協力している市民から、処理費用の透明性等に対し不信を招きかねない。

3 近年、我が国では、中国を中心とするアジア市場が大きな受け皿となって、紙ごみ、廃プラスチック、金属くずなどの再資源化が行われてきた。また、原油価格の高騰により廃棄物の燃料化が注目されるなど、サーマルリサイクルも順調に拡大してきた。しかし、こうした市場に任せた再資源化の流れは、世界的な経済不況の到来とともに勢いを失いつつあり、今後、再資源化されてきた事業系ごみが処理料金の安い公共ごみ処理施設での焼却処理に回帰することがないよう、効率的で安定した回収・再資源化システムを構築していく必要がある。

### 1.2.3 削減目標

○ 市町村等は、排出事業者、廃棄物処理業者、市民及び他の行政機関と協同で対策を講じ、県内の事業系ごみの削減目標及び再資源化目標の達成を目指すものとする。

・ 削減目標

平成22年度までに県内で排出される事業系ごみを60.2万トンに削減する  
 平成27年度までに県内で排出される事業系ごみを47.8万トンに削減する

・ 再資源化目標

平成22年度までに一般廃棄物の再資源化率を27.0%に向上する  
 平成23年度までに一般廃棄物の再資源化率を28.0%に向上する

市町村等は、本ガイドラインに基づき、事業系ごみ削減対策を計画的に推進することで、事業系ごみの排出量を、平成22年度において10%削減(基準年度:平成15年度)、平成27年度において20%削減(基準年度:平成12年度)を目指すものとする。また、事業系ごみに限定しない一般廃棄物の再生利用率については、県計画で定められた平成22年度27.0%、平成23年度28.0%を達成すべき目標とする。

表 1-3 事業系ごみ排出量の削減目標

計画	削減目標値	目標年次
埼玉県第6次廃棄物処理基本計画	平成15年度の事業系ごみ排出量の10%削減(※)	平成22年度
第2次循環型社会形成推進計画	平成12年度の事業系ごみ排出量の約20%削減	平成27年度

(※)埼玉県第6次廃棄物処理基本計画では、平成22年度において、平成15年度の事業系ごみ排出量の水準を維持する(増加させない)ことで、県民1人1日当たりの排出量の4%削減を目標としているが、本ガイドラインでは、第2次循環型社会形成推進計画の目標値を鑑み、10%削減を目標値に設定した。

図 1-6 事業系ごみ排出量の削減目標と現状

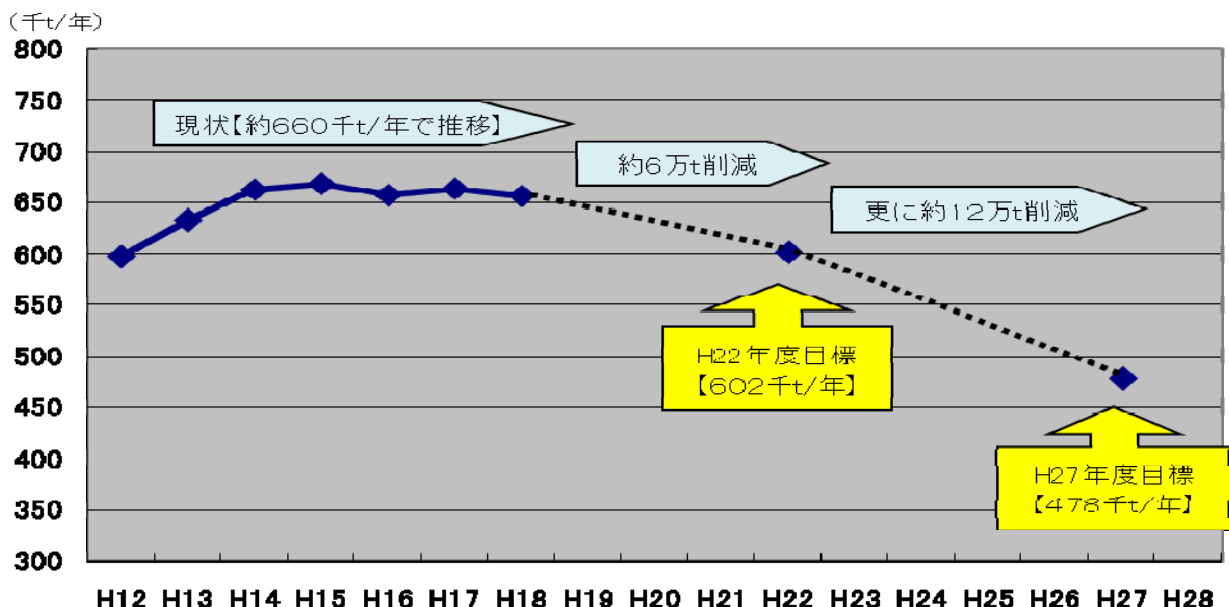


表 1-4 県計画における一般廃棄物の再生利用率の目標

計画	再生利用率の目標値	目標達成年度
埼玉県第6次廃棄物処理基本計画	27.0%	平成22年度
埼玉県5か年計画、環境基本計画	28.0%	平成23年度

## 第2章 事業系ごみ削減対策に関する基本的事項

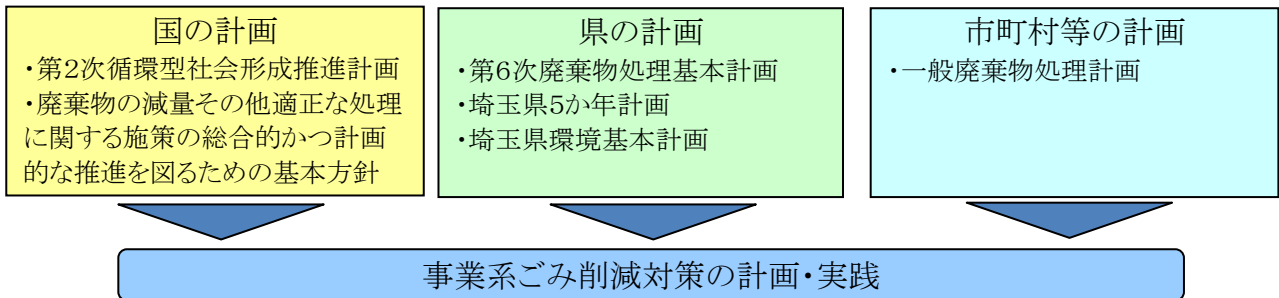
### 2.1 事業系ごみ削減対策の実施方法

#### 2.1.1 削減対策の考え方

- 事業系ごみ削減対策は、自区域内の一般廃棄物の排出抑制に関する役割を負う市町村等が、自らの責任において適正な処理が義務付けられている排出事業者及び市町村等から許可を受け又は委託され事業系ごみの収集運搬等を行う一般廃棄物処理業者を対象に実施するものである。
- 事業系ごみ削減対策には、①規制的手法、②啓発的手法、③誘導的手法、④回収・処理体制の構築などが考えられ、市町村等はこれらを総合的かつ計画的に実施する必要がある。
- 事業系ごみ削減対策は、近隣の市町村等との連携により地域循環圏を形成していくなど、地域の活性化につながるよう実施するべきである。

- 1 廃棄物処理法第6条により、市町村には「一般廃棄物処理計画」の策定が義務付けられており、その記載事項の一つに「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」がある。この事項については、市町村、住民及び事業者のそれぞれの立場において講ずべき方策を定めるのが適当とされており、本ガイドラインにおいては、市町村等、排出事業者及び一般廃棄物処理業者がそれぞれ講ずべき削減対策について示していく。また、事業系ごみ削減対策は、既存の廃棄物関連計画の実践的な施策として位置付けて実施する必要がある。

図 2-1 廃棄物関連計画との関係



- 2 事業系ごみ削減対策は、次の4つの手法に区分される。市町村等は、より効果を上げるために、地域の実情に即した手法(施策)を組み合わせることで計画的に実施していく必要がある。
  - ① 規制的手法・・・法令に基づく検査・指導、要綱等に基づく行政指導などにより、事業系ごみの排出抑制・適正処理・再資源化を推進する手法
  - ② 啓発的手法・・・適正処理に関する情報や事業者の自発的な取組を促す情報を発信することにより、事業系ごみの排出抑制・適正処理・再資源化を推進する手法
  - ③ 誘導的手法・・・排出量削減が大幅なコスト低下につながる料金体系や行政による優良事業者公表制度など事業者へのインセンティブを付与することにより、事業系ごみの排出抑制・再資源化を推進する手法
  - ④ 回収・処理体制の構築・・・事業者間の連携への行政関与、小規模事業者の行政回収、既存の再資源化可能インフラの活用など安定した回収・処理体制を構築することにより、事業系ごみの適正処理・再資源化を推進する手法
- 3 回収システムや再資源化インフラなどが十分に整備されていない状況下で、地域の実情を考慮せずに事業系ごみの搬入規制のみを行うことは、排出事業者の負担を増大させ地域の活性化を阻害するほか、不法投棄の発生、他区域への越境や産業廃棄物への混入などの違法行為につながる懸念がある。そのため、市町村等は、近隣自治体と連携して再資源化施設を相互活用していくなど地域循環圏を形成に向けた積極的な取組を実施する必要がある。

## 2.1.2 削減対策の進め方

○ 事業系ごみ削減対策は、区域における一般廃棄物の発生や対策の状況のほか、地理的・社会的な状況などを総合的に解析することによって抽出された問題点について、短期的・中長期的な対策の観点から施策手法及び対象を検討し、計画的に実施していく必要がある。

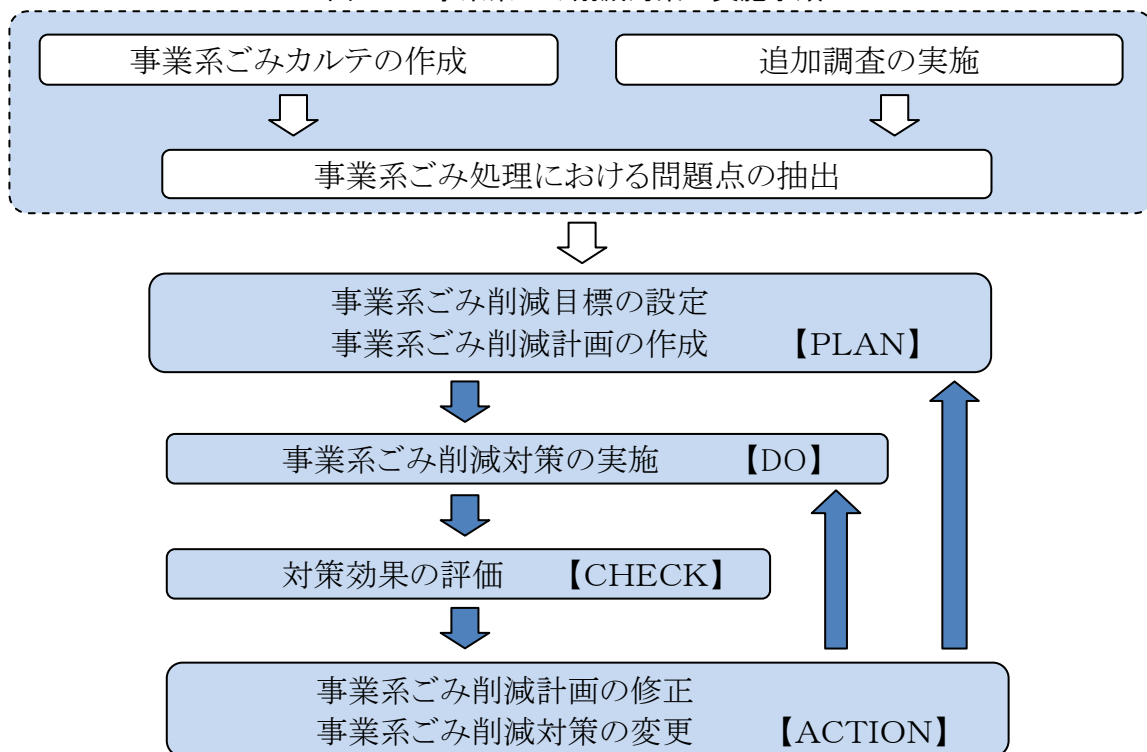
- ① 事業系ごみ処理における問題点の抽出
- ② 事業系ごみ削減計画の作成
- ③ 事業系ごみ削減対策の実施
- ④ 事業系ごみ削減対策の評価・計画の修正

市町村等ごとに必要な事業系ごみ削減対策は異なる。

このため、市町村等は、事業系ごみの現況把握から自区域内の問題点を抽出した後、計画の作成(効果的な施策の選定)、削減対策(施策)の実施・評価を経て、次年度計画の作成(施策の追加・修正)を行うPDCAサイクルにより、個々の実情に合った削減対策を推進する必要がある。

また、削減対策の実施により一時的な効果が得られた場合においても、時間の経過とともに再度増加に転じるいわゆるリバウンド現象が生じることがある。市町村等は、ごみ処理施設への搬入規制強化などの即効対策、再資源化のシステム作りなどの抜本的対策及び関係事業者への指導・啓発などを計画的に実施し、急激なリバウンドが生じないよう工夫する必要がある。

図 2-2 事業系ごみ削減対策の実施手順



### ① 事業系ごみ処理における問題点の抽出

各市町村等が事業系ごみ処理における問題点を把握するには、概ね過去5年間を対象とした事業系ごみカルテ(診断書)を作成することが効果的である。事業系ごみカルテは、公共ごみ処理施設における事業系ごみ搬入量の変動について、地理的状況、社会的状況の変化、搬入ごみの状況及び削減対策の実施状況などから客観的に解析・診断したものである。

表 2-1 事業系ごみカルテの診断項目の例

診断項目	内容
地理的状況	近隣のごみ処理施設との位置関係やアクセス道路等の整備状況などから主に越境ごみの流入について解析
社会的状況の変化	区域内の事業所数の増減や大型店舗・工場の進出撤退の状況などから発生源について解析
搬入ごみの状況	搬入物検査の結果から産業廃棄物や再資源化可能物などの不適正搬入物について解析
削減対策の実施状況	規制、啓発、誘導及び体制構築など従前対策の実施効果や処理手数料の削減効果について検証

② 事業系ごみ削減計画の作成

事業系ごみ処理における問題点が抽出できたら、区域における削減目標を定め、短期的な観点から即効性のある施策と中長期的な観点から新たなシステムの構築などを位置付けた「事業系ごみ削減計画」を策定するものとする。

表 2-2 短期的・中長期的な施策の例

	短期的な施策	中長期的な施策
産業廃棄物混入対策	搬入物検査、立入検査、啓発など	併せ産廃処理の実施など
再資源化可能物混入対策	搬入物検査、立入検査、啓発など	再資源化インフラの整備 回収システムの構築など
越境ごみ流入対策	搬入物検査、立入検査、啓発 近隣自治体との連携など	処理手数料の改定など
事業系ごみ発生抑制 ・再資源化推進策	啓発、事前届出制や優良事業者 表彰等ソフト対策の実施など	小規模事業者の公共回収 広域処理体制の構築など

③ 事業系ごみ削減対策の実施

「事業系ごみ削減計画」に基づき、削減対策を実施していく。

特に産業廃棄物の混入量が多い公共ごみ処理施設においては、産業廃棄物と一般廃棄物の区分を整理した上で厳格な搬入物検査を実施することが効果的ある。こうした施設においては、厳格な検査の実施により事業系ごみ搬入量の2、3割が削減されることがある。

④ 事業系ごみ削減対策の評価・計画の修正

事業系ごみ削減対策の総合的な評価は、公共ごみ処理施設における事業系ごみ搬入量の増減により行うものとする。また、事業系ごみの発生状況は事業活動に大きく左右されるため、評価に際しては、景気動向指数(CI指数など)などを確認する必要がある。

なお、十分な削減効果が確認できない場合には、計画の修正を検討する。

## 2.2 事業系ごみ削減対策の組織体制

### 2.2.1 組織体制の在り方

- 市町村は、事業系ごみ削減対策の実施に当たっては、「計画の作成」、「減量化施策の実施」、「収集運搬業者の許可・指導」、「施設の維持管理（処分の実施）」及び「排出事業者の指導」を担当する者が、それぞれ主体的に業務を遂行するとともに担当間の連携を密に図っていく必要がある。
- 産業廃棄物に関する指導を行う場合には、状況に応じて、産業廃棄物行政を所管する県産業廃棄物担当（廃棄物処理法の政令市にあっては市産業廃棄物担当）と調整し連携を図る必要がある。

1 ごみ処理行政は、「計画・政策担当」、「収集運搬担当」、「施設建設担当」、「施設管理担当」、「ごみ減量化担当」及び「排出事業者担当」などの業務により構成される。事業系ごみ削減対策の実施に際しても、同様に、「計画・政策担当」が事業系ごみの処理に関する計画・方針を定めた上で、「施設管理担当」による受入時の監視、「収集業務担当」及び「排出事業者担当」による事業者指導、「ごみ減量化担当」による啓発など各担当が連携して業務を遂行する必要がある。

なお、一部事務組合を構成する市町村が収集運搬業の許可業務を担当している場合においては、特別な定めがない限り、構成各市町村は、収集運搬業者に対する指導権限は当然のこと、排出事業者の指導についても権限を有するものであり、主体的な指導・啓発を実施しなければならない。

表 2-3 事業系ごみ削減対策における担当業務の例

担当	主な通常業務	事業系ごみ削減対策での担当業務
計画・政策担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理計画等の策定</li> <li>・一般廃棄物施策の企画、調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共で処理する事業系ごみの決定</li> <li>・公共で処理しない事業系ごみの民間処分先の確保</li> <li>・併せ産廃処理の実施の判断</li> </ul>
収集業務担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の収集運搬の実施</li> <li>・収集運搬業者の許可、指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集運搬業者への指導監督</li> </ul>
施設建設担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設の整備計画の策定</li> <li>・処理施設の建設</li> </ul>	—
施設管理担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の受入、処分の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に基づく受入、処分の実施</li> <li>・受入時の監視指導</li> </ul>
ごみ減量化担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の減量化の普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出事業者への啓発、情報発信</li> </ul>
排出事業者担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出事業者の指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出事業者の指導監督</li> </ul>

2 事業系ごみに関する指導とともに産業廃棄物に関する指導を行う場合には、事務を所管する県産業廃棄物担当（廃棄物処理法の政令市にあっては市産業廃棄物担当）と調整し連携を図る必要がある。



## 2.2.2 職員の資質の向上

- 市町村等は、事業系ごみ削減対策の実施に当たっては、職員の資質の向上に努めなければならない。
- 県は、市町村等に対し、職員の資質の向上に関する責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

1 廃棄物処理法第4条第1項において、「市町村は、その区域内の一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業の方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。」と規定されている。

事業系ごみ削減対策は、当然、市町村が実施する一般廃棄物処理事業に該当するものであり、市町村等は、排出事業者に対する適正な指導や助言を行うことができるよう職員の資質の向上に努めなければならない。

2 廃棄物処理法第4条第2項において、「都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内の産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。」と規定されている。

このため、県は、市町村等職員の資質向上を図るための研修会の開催や県下一斉の削減対策の取組の実施など必要な技術的援助を与えるように努めなければならない。

## 第3章 規制的手法

### 3.1 公共ごみ処理施設における搬入物検査

- 産業廃棄物や再資源化可能物の混入が多い公共ごみ処理施設においては、これらを適正な処理ルートや再資源化ルートに改善させる必要があり、搬入物検査の実施が簡単かつ効果的な手法である。
- 搬入物検査の実施に際しては、公共ごみ処理施設で処理できる廃棄物及び不適正搬入に対する指導基準を明確化しておく必要がある。
- 悪質な不適正搬入を行った収集運搬業者及び排出事業者に対しては、書面による改善指導を行うとともに、改善措置が完了されるまでの間、搬入を禁止するなどの厳格な対応をとることが重要であり、当該区域の適正化につながるものである。

1 廃棄物処理法第11条第2項の規定、いわゆる「併せ産廃処理」によらずに産業廃棄物を事業系ごみとして搬入する行為は、同法違反に該当するものである。従って、産業廃棄物の混入の多い公共ごみ処理施設を管理する市町村等においては、削減対策の第一段階として違法搬入を改善させる必要があり、厳格な搬入物検査の実施が最も効果的な手法である。

事業系可燃ごみとして搬入されやすい代表的な産業廃棄物としては、廃プラスチック類、動植物性残さ及び木くずなどがあげられ、特に、ビニール袋やPPバンドなどの廃プラスチック類の混入が多い。また、再資源化可能物としては、段ボールやオフィスペーパーなどの紙ごみがその大半を占めており、再資源化への誘導が必要である。

#### ●公共ごみ処理施設における搬入物検査の手順の一例

① 対象車両を検査場所へ誘導、検査趣旨を説明

② 搬入ごみを検査ステージに平らに展開

③ 目視検査、写真撮影

〈写真撮影項目〉

・搬入ごみの全体状況

・産業廃棄物の状況

・ごみ中の排出事業者を特定する伝票等

・搬入車両(ナンバープレート)

※必要に応じてごみの種類ごとの計量を実施

④ 運転手への聴取・記録

〈聴取事項〉

・搬入者に関する事項

・産業廃棄物の排出事業者に関する事項

・産業廃棄物の収集時の状況、当該廃棄物の区分に関する意識

・追加調査のための準備事項

⑤ 運転手への指導、検査記録表への運転手の署名

⑥ 清掃



図 2-3 搬入ごみの計量作業  
(県環境科学国際センター協力)

2 搬入物検査においては、「産業廃棄物と一般廃棄物の区分判断」や「受入拒否等の対応」などについて事業者とトラブルが発生しやすいため、あらかじめ判断基準及び指導基準等を定めしておくとともに、その内容を関係者に周知しておくことが望ましい。

3 産業廃棄物の搬入者に対して適切な指導を怠った場合、当該行為が容認されたものと解釈され区域内における違法行為を助長しかねないことから、社会通念上許容されないと判断した悪質な事例については、厳格な文書指導等を行うべきである。しかし、産業廃棄物が一片たりとも混入してはならないなどといった事実上の対応が不可能な指導についてはやや過度の指導であり、市町村は実情を配慮した適切な指導を実施するよう注意するべきである。

### 3.2 事業者に対する立入検査

- 廃棄物処理法第19条の規定に基づく立入検査は、事業系ごみの適正処理や減量化・再資源化について排出現場等を確認しながら直接指導できる有効な手法であり、排出事業者及び廃棄物処理業者に対して積極的に実施するべきである。
- 全ての排出事業者に対して立入検査を実施することは困難であることから、対象とする事業規模や業種などを設定し、効率的かつ計画的に実施していく必要がある。
- 不適正搬入の疑いのある収集運搬業者に対する立入検査では、契約書、支払伝票及び廃棄物処理法第7条第15項の規定により備え付けられた帳簿書類の検査並びに事業者への聴取等を行い、廃棄物（事業系ごみ、産業廃棄物、再資源化可能物及び越境ごみ）や金銭の流れを押さえる必要がある。
- 立入検査において確認された違法行為を理由に行政処分を行う場合には、被処分者から行政処分取消訴訟が提訴されることなども想定し、聴聞を実施する前に、廃棄物処理法第18条の規定に基づく報告徴収を行うなど事実関係を書面により提出させておくことが望ましい。

- 1 廃棄物処理法第19条において、市町村は、法施行の必要な限度において次の場所に対して立入検査を行い、帳簿書類その他の物件の検査及び一般廃棄物（一般廃棄物である疑いのある物を含む。）を収去することができる。とされている。
  - ・事業者（一般廃棄物を排出する者に限る。）の事務所又は事業場
  - ・一般廃棄物（一般廃棄物である疑いのある物を含む。）処理業者の事務所又は事業場
- 2 排出事業者に対する立入検査には、事業者全般を対象とした定例検査と不適正行為の疑いのある特定の事業者を対象とした検査がある。平成18年事業所・企業統計調査によると、県内の事業所数は254,835（平成18年10月1日現在）であり、市町村等が全事業所に対して立入検査を実施することは事実上困難である。したがって、定例立入検査については、実効性の高い事業所から優先的に実施していく必要がある。

表 3-1 立入検査の種類

	定例立入検査	特定立入検査
対象	排出事業者全般	公共ごみ処理施設への不適正搬入の疑いのある排出事業者や収集運搬業者
目的	事業系ごみの減量化・再資源化に関する啓発及び適正処理指導	不適正搬入などの改善指導 行政処分を目的とした事実の確認
内容	事業系ごみの減量化・再資源化に関する取組の実施状況 事業系ごみの分別保管状況 事業系ごみの処理委託契約の状況	事業系ごみや産業廃棄物の処理委託契約書、産業廃棄物管理票、伝票その他帳簿書類の確認 事業系ごみや産業廃棄物の分別保管状況

- 3 排出事業者が事業系ごみ・産業廃棄物・再資源化可能物を適正に分別排出している場合においても、個々の排出量が少量であるときや資源としての取引価格が高くないときには、効率性や経済性の観点から混載して運搬され、結果として処理料金の安い公共ごみ処理施設で焼却処理されてしまう事例がある。
- 4 違法行為の事実確認については、廃棄物処理法第18条の規定に基づく報告徴収を併せて実施することが望ましい。

### 3.3 その他の規制的手法

○ その他の規制的手法には、新たな事業系ごみに関する制度の導入などが考えられ、関係者の意見を参考に、区域の状況に即した施策を実施していく必要がある。

#### 1 排出事業者を対象としたもの

- ① 廃棄物及び再資源化可能物の保管場所に関する事前協議制度
- ② 事業系ごみの新規搬入に関する届出制度
- ③ 定期的な自己搬入に関する届出制度
- ④ 多量排出事業者を対象とした減量化計画書
- ⑤ 事業系ごみ管理責任者の選任届出制度
- ⑥ 事業系ごみ管理票制度
- ⑦ 自己搬入車両のナンバーリストの作成 など

#### 2 収集運搬業者を対象としたもの

- ① 一般廃棄物収集運搬業許可更新時における講習会の開催
- ② 一般廃棄物収集運搬業許可申請書への排出事業者の契約確約書（写）の添付指導
- ③ 一般廃棄物収集運搬業許可申請書への再資源化対応状況書の添付指導
- ④ 事業系ごみ収集ルート届出制度
- ⑤ 近隣市町村等の許可取得状況報告制度 など

1 排出事業者に課せられた廃棄物の適正処理、減量化及び再資源化の責務について、新たな制度を導入し、その実施を確保しようとするものである。

- ① 廃棄物及び再資源化可能物の保管場所に関する事前協議制度  
一定規模以上の事業所を新設する事業者には、廃棄物及び再資源化可能物の保管場所に関する事前協議書を提出させ、計画段階から分別排出の方法や適正な保管場所の配置について指導する。
- ② 事業系ごみの新規搬入に関する届出制度  
新たに事業系ごみを公共ごみ処理施設に搬入する排出事業者には、新規搬入届出書を提出させ、当該事業所の事業系ごみの排出実態を把握するとともに減量化・再資源化について指導する。
- ③ 定期的な自己搬入に関する届出制度  
定期的に事業系ごみを公共ごみ処理施設に自己搬入する事業者には、事業所情報、搬入ごみ情報及び車両ナンバーなどを記載した届出書を提出させる。適正であると判断された事業者には、自己搬入車両承認証などを交付することにより、自己搬入と称した無許可業者や越境ごみ搬入業者との差別化を図る。
- ④ 多量排出事業者を対象とした減量化計画書  
廃棄物処理法第6条の2第5項の規定に基づき、事業系ごみの多量排出事業者には、減量化計画書の提出を求め削減取組の推進を図る。「多量」であるかどうかの判断については、区域における一般廃棄物の発生状況や処理体制の状況等を踏まえて各市町村が基準を定めるものとされており、計画作成の指示に際しては、計画書のひな形を示して実効性のある指示となるよう留意する必要がある。
- ⑤ 事業系ごみ管理責任者の選任届出制度  
④の多量排出事業者には、減量化計画の進行管理を行う事業系ごみ管理責任者を選任させ、その届出書の提出を求める。
- ⑥ 事業系ごみ管理票制度  
一定量以上の事業系ごみを公共ごみ処理施設に搬入する排出事業者には、事業系ごみ管理票（マニフェスト）の交付を義務付け、収集運搬業者を経由して処理施設へ提出させることにより適正な処理の流れを確保する。

⑦ 自己搬入車両のナンバーリストの作成

事業系ごみの自己搬入車両について車両ナンバーのリストを作成し、定期的に搬入してくる無許可業者をチェックする。なお、③の定期的な自己搬入に関する届出制度との併用により、実効性が上がると思われる。

2 多くの排出事業者は、事業系ごみの運搬を収集運搬業者(許可業者)に委託していることから、収集運搬業者を活用した排出事業者指導が効果的である。こうした活用には、収集運搬業者が法令の規定や市町村等のごみ処理事業について正しく理解していることが重要である。

① 一般廃棄物収集運搬業許可更新時における講習会の開催

一般廃棄物収集運搬業者の事業は、市町村の自治事務である一般廃棄物処理の一環として市町村を補完する極めて公共性の高い事業であり、また、許可の基準としては、「一般廃棄物の収集運搬を的確に行うに足りる知識を有すること」とある。このことから、一般廃棄物収集運搬業者は、法令の規定は当然のこと、市町村の一般廃棄物処理事業に関する正しい理解が必要であり、許可更新時における講習会の開催は効果的な手法である。

② 一般廃棄物収集運搬業許可申請書への排出事業者の契約確約書(写)の添付指導

申請者が運搬を受託しようとする排出事業者及び事業計画を把握し、一般廃棄物収集運搬業の許可条件である「廃棄物の収集又は運搬が困難であること」に該当するか判断するために、許可申請書に排出事業者の契約確約書(写)を添付するよう指導する。

③ 一般廃棄物収集運搬業許可申請書への再資源化対応状況書の添付指導

市町村等が一般廃棄物処理計画において再資源化することとした廃棄物について、他の廃棄物と混載運搬されない車両、又は体制が確保できているかを確認するために、許可申請書に再資源化対応状況書の添付を指導する。

④ 事業系ごみ収集ルート届出制度

収集する事業者の情報(事業所名、所在地、事業系ごみ収集量等)及び収集ルート(出発地から公共ごみ処理施設の搬入まで)を事前に届出させることにより、越境ごみの流入防止と搬入物検査の資料とする。

⑤ 近隣市町村等の許可取得状況報告制度

近隣市町村等の許可取得状況を報告させることにより、一般廃棄物収集運搬業者の営業区域を把握し、越境ごみの流入監視を行う。

## 第4章 啓発的手法

### 4.1 情報発信が必要な事項

○ 事業系ごみの削減には、排出事業者の意識の向上及び循環型社会の構築に向けた自発的な取組の拡大が最も重要であり、市町村等は、全ての事業者に対して、事業系ごみの減量化・再資源化に関する正しい情報の発信と啓発を行う必要がある。

#### 情報発信・啓発が必要な事項

- ① 事業系ごみの発生状況、市町村等の定める削減目標値
- ② 廃棄物の区分、事業者の責務に関する規定
- ③ 事業系ごみの減量化・再資源化のメリット、取組方法
- ④ 事業所における廃棄物と資源物の分別保管方法
- ⑤ 登録廃棄物再生事業者に関する情報
- ⑥ 公共ごみ処理施設で受入可能な事業系ごみの種類、排出方法
- ⑦ 公共ごみ処理施設で受入不可能な事業系ごみの種類、処分先、排出方法
- ⑧ 一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）の連絡先、契約方法
- ⑨ 産業廃棄物の受入について
- ⑩ 産業廃棄物収集運搬業者（許可業者）の連絡先、契約方法
- ⑪ 事業系ごみの減量化・再資源化の支援策の紹介
- ⑫ 廃棄物処理法及び条例の規定、Q & A など

○ 市町村等は、排出事業者、廃棄物処理業者及び地域社会との協働により、循環型社会を構築していくことを強く発信するべきである。

1 排出事業者の意識の向上や自発的な取組の拡大を図るために、以下の事項について正しく情報発信する必要がある。

- ① 事業系ごみの発生状況、市町村等の定める削減目標値  
区域内の事業系ごみ発生量の推移と削減目標値を示すことにより、排出事業者における減量化・再資源化の取組の必要性を発信する。なお、削減目標値については、埼玉県廃棄物処理基本計画及び循環型社会形成推進計画など他の計画との整合を図る必要がある。
- ② 廃棄物の区分、事業者の責務に関する規定  
事業系ごみと産業廃棄物との区分や事業者の責務など廃棄物処理法の基本的事項を示す。
- ③ 事業系ごみの減量化・再資源化のメリット、取組方法  
環境負荷の低減、企業イメージの向上及び経費の削減など、事業系ごみの減量化・再資源化によって得られるメリットと取組手順を示す。
- ④ 事業所における廃棄物と再資源化可能物の分別保管方法  
確実に再資源化を推進するために廃棄物と再資源化可能物の分別保管の在り方を示す。
- ⑤ 登録廃棄物再生事業者に関する情報  
古紙、空き缶、空き瓶などの再資源化可能物の受入れ先となる登録廃棄物再生事業者の所在地や連絡先を示す。
- ⑥ 公共ごみ処理施設で受入可能な事業系ごみの種類、排出方法  
公共ごみ処理施設で受入れしている事業系ごみの種類、排出方法及び処理料金等を示す。
- ⑦ 公共ごみ処理施設で受入不可能な事業系ごみの種類、処分先、排出方法  
公共ごみ処理施設で受入れしていない事業系ごみの種類、民間の処分先及び排出方法を示す。
- ⑧ 一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）の連絡先、契約方法  
公共ごみ処理施設又は民間処理業者へ運搬する一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）の連絡先及び契約方法を示す。また、排出事業者が適正な委託先を選定する際の参考として、



許可業者における ISO14000 シリーズ・エコアクション 21 などの認証登録の状況や情報公開の実施状況等を示すことは、効果的な手法と言える。

⑨ 産業廃棄物の受入について

公共ごみ処理施設で受入れている産業廃棄物の種類、排出方法及び処理料金等を示す。

⑩ 産業廃棄物収集運搬業者(許可業者)の連絡先、契約方法

産業廃棄物の運搬を委託する産業廃棄物収集運搬業者(許可業者)の連絡先及び契約方法を示す。

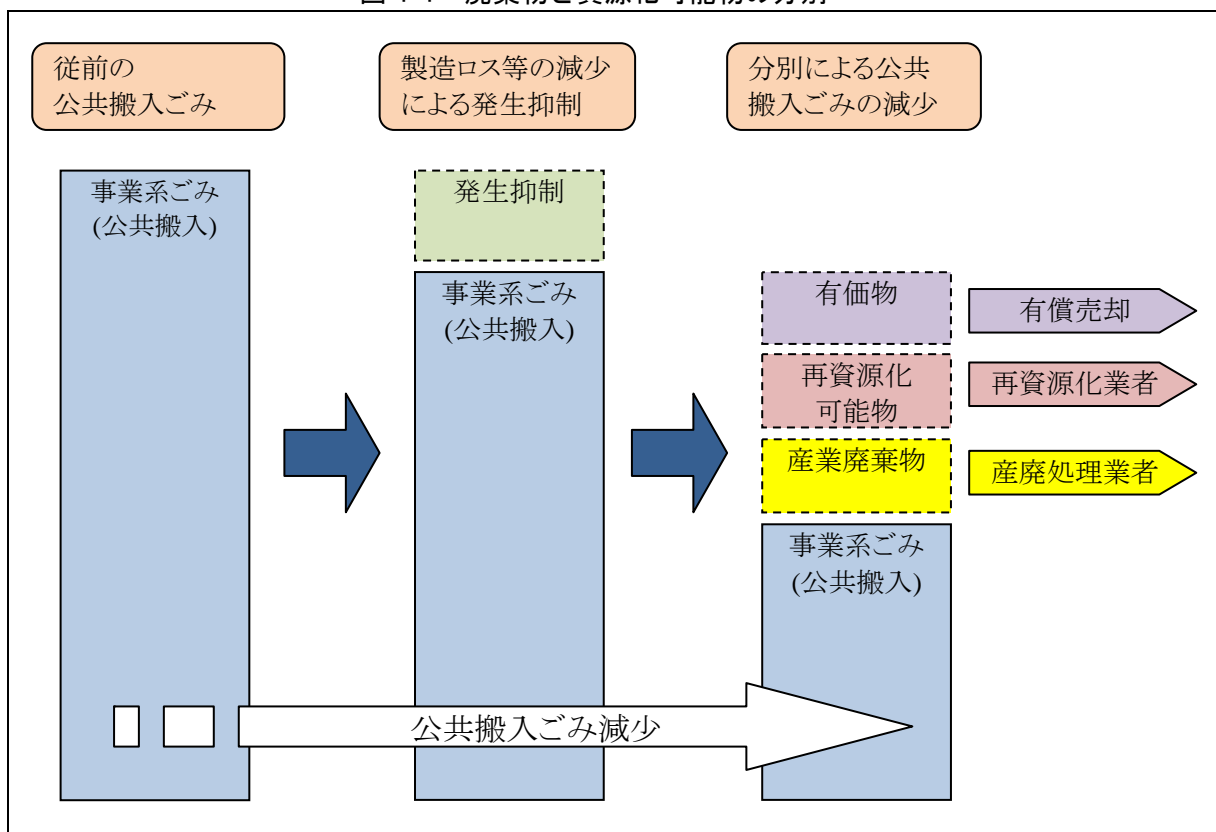
⑪ 事業系ごみの減量化・再資源化の支援策の紹介

事業系ごみの減量化・再資源化に関する自主的な取組への支援制度について示す。

⑫ 廃棄物処理法及び条例の規定、Q&A

廃棄物処理法や条例等による届出書類などの説明、その他事業系ごみの処理に関するQ&Aなどを示す。

図 4-1 廃棄物と資源化可能物の分別



- 2 排出事業者全体が廃棄物の発生抑制に向けて行動しなければ、区域内における大幅な事業系ごみの削減は達成できない。また、排出事業者が、サプライチェーンやグループ企業なども含めた事業活動全体で再資源化に取り組まなければ、循環型社会の構築は不可能である。このため、市町村等は、全ての排出事業者に対して、区域内の事業系ごみの現状を明らかにするとともに、削減の必要性を周知して循環型社会の構築に向けたメッセージを強く発信していかなければならない。

## 4.2 情報発信の手法

○ 情報発信・啓発は、排出事業者の規模などに応じて効果的な手法を検討し実施する必要がある。

### 情報発信・啓発の手法

- ① パンフレットやホームページによる情報発信・啓発
- ② 事業系ごみ減量化・再資源化ガイドライン等の各種手引書の作成
- ③ 情報誌、電子メール等による定期的な情報発信
- ④ 事業系ごみ減量化・再資源化講習会の開催
- ⑤ 立入検査時の直接の啓発
- ⑥ 許可業者を活用した情報発信・啓発
- ⑦ 関係団体を活用した情報発信・啓発 など

1 廃棄物の減量化・再資源化に関する排出事業者の意識は、事業所の規模や社内管理体制の整備状況等によって大きく異なる。ISO14000 シリーズやエコアクション 21 などを取得している事業者などはCSRを強く意識していることから、廃棄物の減量化・再資源化の取組が比較的進んでいる一方、小規模事業者等においては、経済的な理由などから、事業系ごみが適正な処理ルートに回らず家庭系ごみに混入してしまうといった実情がある。

このため、行政が廃棄物の減量化・再資源化の情報発信や啓発事業を行う場合には、対象事業者の規模などに応じて効果的な発信手法を検討し実施していく必要がある。

#### ① パンフレットやホームページによる情報発信・啓発

パンフレットやホームページは、多くの事業者に対して一度に情報が発信できること、また、受け手側の事業者は必要な時に情報内容を確認できることなどから、減量化・再資源化の基本的な手引きとして活用できるメリットがある。特に、ホームページによる情報発信・啓発は、少ない予算で一斉に多くの情報を発信できることから、市町村等は、より一層の充実を図るべきである。なお、ホームページの作成に際しては、利用者が必要な情報を速やかに検索できるように配慮した構成とするべきである。

#### ② 事業系ごみ減量化・再資源化ガイドライン等の各種手引書の作成

区域全体の削減目標を達成するためには、業種・規模別に事業系ごみの削減率や再資源化率の目標を示した手引書の作成が効果的である。

表 4-1 業種・規模別の再資源化率の目標設定のイメージ

業種区分	規模区分	再資源化率の目標値 (%)		
		初級	中級	上級
飲食店	小規模			
	中規模			
	大規模			
コンビニエンスストア	全て			
スーパーマーケット	小規模			
	中規模			
	大規模			
一般オフィス	小規模			
	中規模			
	大規模			
⋮	⋮			
⋮	⋮			

市町村等は地域の実情に応じて目標値を設定する  
事業者は上位の目標を目指していく

#### ③ 情報誌、電子メール等による定期的な情報発信

行政情報や事業系ごみの先進的な取組などを定期的に発信する方法には、広報、情報誌などによる手法と電子メールによる手法がある。電子メールによる携帯電話への情報発信

は、普段ホームページを閲覧しない排出事業者に対しても情報を確実に送達できることから、小規模事業者等の対策としても有効と思われる。

④ 事業系ごみ減量化・再資源化講習会の開催

排出事業者を対象とした講習会は、事業者の反応を確認しながら情報発信ができる有効な手法である。しかし、講習会に参加できる事業者数には限界があること、総じて意識の高い事業者は多数参加するが受講することが望ましい小規模事業者等の参加は少ないといった課題がある。

⑤ 立入検査時の直接の啓発

排出事業者への立入検査時に、事業系ごみの適正処理指導と併せて、直接、減量化・再資源化に関する啓発や助言を行うことは、個別の事業所における問題点に応じた対応ができることから有効な手法と言える。しかし、検査できる事業所数に限界があることが課題であり、多量排出事業者などの指導効果の高い事業者を対象を絞ることが必要である。

⑥ 許可業者を活用した情報発信・啓発

多くの排出事業者は、事業系ごみの運搬を許可業者に委託していることから、許可業者を活用した情報発信・啓発は効率的な手段と言える。この手法を効果的に実施するためには、許可業者の協力及び技術向上が極めて重要である。

⑦ 関係団体を活用した情報発信・啓発

地元の商工会、商店街及び工業団地組合などは地理的な繋がりが強いことから、こうした関係団体を活用し情報発信・啓発を実施することは、地域循環圏の構築の観点からも有効な手法と言える。

2 各手法の効果をまとめると以下のとおりであり、店舗兼住宅などの小規模事業者に対してどのように情報発信していくかが大きな課題と言える。

表 4-2 事業者に対する情報発信手法の効果

	ISO取得事業者	多量排出事業者	一般的な事業者 (許可業者搬入)	小規模事業者・ 店舗兼住宅など
パンフレット	○	○	○	○
ホームページ	○	○	△	△
手引書	○	○	○	△
メールニュース	○	○	○	○
講習会	◎	○	△	△
立入検査時の直接啓発	○	◎	△	△
許可業者を通じた啓発	○	◎	◎	△
関係団体を通じた啓発	○	○	○	△

◎:有効である      ○:ある程度有効である      △:効果にやや疑問がある

#### 4.3 その他の啓発的手法

- 個々の排出事業者からの様々な相談に迅速かつ的確に対応するためには、事業系ごみの減量化・再資源化に関する相談窓口を設置することなどが効果的である。
  - ① 事業系ごみの減量化・再資源化相談窓口の設置
  - ② 事業系ごみリサイクルアドバイザー制度 など
- 排出事業者・一般廃棄物処理業者における事業系ごみの減量化・再資源化の意識向上や自主的な取組の拡大には、ISO14000 シリーズ・エコアクション 21 などの認証取得に向けた事業者への支援が効果的である。

- 1 その他の啓発手法としては、個別の排出事業者への窓口相談などが考えられる。
  - ① 事業系ごみの減量化・再資源化相談窓口の設置  
市町村等の一般廃棄物担当課内に「減量化・再資源化相談窓口」を設置し、事業系ごみの減量化・再資源化に関する助言相談や排出事業者・収集運搬業者・再資源化事業者などの連携に係る調整を行う。行政による事業者間連携の調整については、排出事業者から強い要望があり、積極的に検討することが必要である。
  - ② 事業系ごみリサイクルアドバイザー制度  
市町村等が選任したリサイクルアドバイザーを排出事業者の要請に応じて派遣する制度で、減量化・再資源化を実施しようとする事業者の個々の状況に応じた助言ができるといったメリットがある。  
なお、一例として、京都府においては、専任の相談コーディネーターを設置し、産業廃棄物の減量化・再資源化に係る排出事業者からの相談に適切な助言等を行うとともに、希望によりゼロエミッションアドバイザーを現地に派遣する制度を実施している。
  
- 2 現在、ISO14000 シリーズやエコアクション 21 などの認証登録事業者においては、事業系ごみの減量化・再資源化に関する自主的な取組が実践されてきている。市町村等が、多くの事業者に対して、これらの認証取得の取組支援や事業内容の情報開示を推進することは、効果的な手法である。

## 第5章 誘導的手法

### 5.1 地域におけるコミュニケーション上のインセンティブを活用した誘導的手法

- 企業における環境保全への取組は、社会貢献の一つであるとともに、対外的な信用度や企業イメージに大きな影響を与えるものである。市町村等は、地域社会に向けて、事業系ごみの減量化・再資源化に取り組む事業者を公開することで、企業に対する社外コミュニケーション上のインセンティブを与え、自主的な取組を誘導していくべきである。
- ① 優良事業者、優良団体の表彰・公表
  - ② 事業系ごみの減量化・再資源化に関する協定の締結・公表
  - ③ 事業系ごみの減量化・再資源化宣言のサインアップ・公表 など
- 市町村等は、消費者である市民に対して、環境への負荷の少ない商品やサービスの優先的な購入を推進するとともに、廃棄物の発生抑制など環境に配慮した企業経営が行われているかを正しく見極めることができる目を養うよう啓発していく必要がある。

- 1 企業が、環境報告書やCSRレポートなどを作成し公開する目的の一つに、環境保全に取り組む企業としてのイメージアップがある。社外コミュニケーション上のインセンティブを活用した誘導的手法は、この企業の環境戦略の意識を利用するものであり、消費者である市民の環境に対する意識が高いほど、より効果的な手法となる。
- ① 優良事業者、優良団体の表彰・公表  
事業系ごみの減量化・再資源化の取組意識を向上させるため、一定以上の減量化・再資源化を達成した事業者や団体を優良事業者・団体として表彰し、市民へ公表するといった制度であり、自主的な取組が拡大していけば削減効果が期待できる。また、表彰については、一層の取組の推進を図るために、取組内容によりランクを設け、より高い目標を目指せる仕組みにすることが効果的である。また、収集運搬業者を対象として実施することも可能である。
  - ② 事業系ごみの減量化・再資源化に関する協定の締結・公表  
行政・排出事業者・廃棄物処理業者間で、事業系ごみの減量化・再資源化に関する協定を締結し、市民へ公表するといった制度であり、協定締結数が増えていけば削減効果が期待できる。各主体それぞれが役割を分担して協働により地域循環圏を確立していくといったメリットがある。
  - ③ 事業系ごみの減量化・再資源化宣言のサインアップ・公表  
市町村等が作成した「事業系ごみの減量化・再資源化の方針」について、賛同する排出事業者及び収集運搬業者が取組を実践していく制度であり、賛同する事業者を公表することでインセンティブを与え、取組の拡大を図っていく。
- 2 大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムから循環型社会へ転換を図るには、個々の排出事業者の取組だけでは不十分であり、環境に配慮した企業であるか否かを厳しくチェックし行動する市民の存在が不可欠である。

## 5.2 経済的インセンティブを活用した誘導的手法

○ 市町村等は、排出事業者が事業系ごみの減量化によって処理費用を縮減できる仕組みを導入するなど経済的インセンティブを活用した誘導を実施するべきである。

- ① 再資源化可能物の公共リサイクル施設での受入れ
- ② 事業系ごみ処理手数料の見直し
- ③ 定額契約から従量契約への転換誘導
- ④ 排出事業者に対する自己処理施設の補助制度 など

排出事業者が事業系ごみの減量化によって処理費用を大幅に縮減できるならば、削減取組は徐々に拡大していく。

しかし、現状では、事業者の多くが小規模排出事業者であること、処理料金が安価であるためごみの削減によるコスト縮減が小さいこと、収集運搬業者と定額制の処理契約(排出量の多少に関わらず料金が一定の契約)を締結する事業者が多いことなど、費用負担の縮減につながらない状況があり、経済的インセンティブも働きにくくなっている。

現在のような景気低迷期にあっては、排出事業者のコスト削減の意識は一層強くなっていくと考えられることから、市町村等は、経済的インセンティブを活用した誘導的手法が導入できるよう、処理料金体系の見直しなどを検討する必要がある。

### ① 再資源化可能物の公共リサイクル施設での受入れ

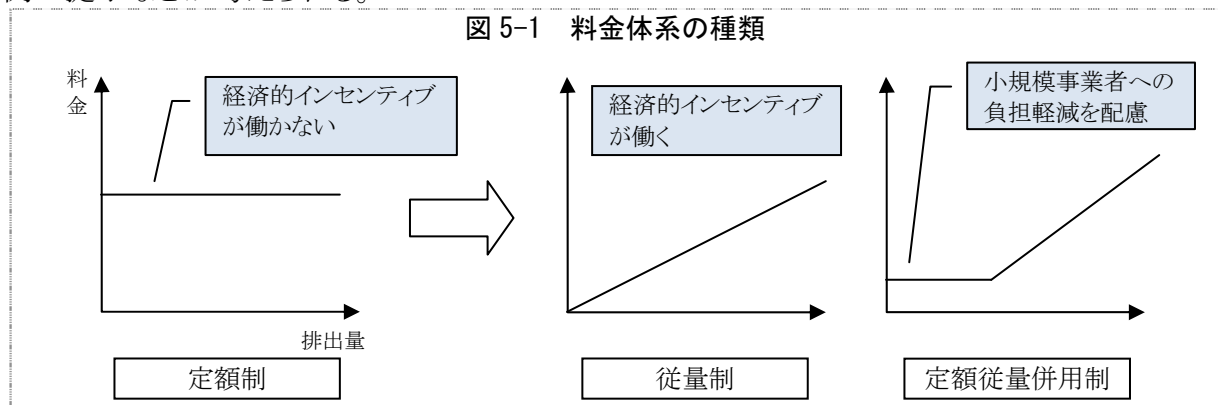
家庭系ごみと同様に、事業系ごみについても、焼却ごみと資源(ビン・缶・ペットボトル・紙ごみ・剪定枝など)を分別して公共ごみ焼却施設やリサイクル施設に搬入する仕組みとする。資源については焼却ごみより安価に料金設定をし、現状、事業系可燃ごみとして搬入されている紙ごみや剪定枝の再資源化を図る。

### ② 事業系ごみ処理手数料の見直し

事業系ごみの処理料金が極端に安価であり、排出事業者への経済的インセンティブが働きにくい場合には、実質上の処理コストに近づけるような料金の設定を検討する必要がある。

### ③ 定額契約から従量契約への転換誘導

産業廃棄物は、廃棄物処理法の規定により、排出事業者と処理業者との間で従量制の処理委託契約が締結されているが、事業系ごみについては、多量排出事業者などを除き、定額制の契約が行われている。定額制の契約では、排出事業者における減量化意識が働きにくいことから、従量制の契約への転換を図っていく必要があり、手法としては、従量制の標準契約例の提示などが考えられる。



### ④ 排出事業者に対する自己処理施設の補助制度

廃棄物処理法上、排出事業者は自らの責任において事業系ごみを適正に処理するものであり、自己処理施設の設置を推進するための補助制度は、公共ごみ処理施設への搬入量の削減につながる。



## 第6章 回収・処理体制の構築

### 6.1 資源としての取扱の在り方

- 市町村等は、再資源化可能物が再資源化に係る全て行程において「ごみ」としてではなく「資源」として適切に取り扱われるよう、関係者に対して意識付けを行うべきである。
- 排出事業者は、運搬先における中間処分や再資源化の方法に応じて、産業廃棄物、事業系ごみ及び再資源化可能物を分別、保管、排出しなければならない。
- 一般廃棄物収集運搬業者は、排出事業者との間で締結した委託契約に基づいて、事業系ごみについては指定された一般廃棄物の処理施設に、再資源化可能物については「価値ある資源（原材料）」として再資源化施設に、混合することなく適正に運搬しなければならない。
- 公共ごみ処理施設を管理する市町村等及び民間再資源化事業者は、再資源化可能物を「価値ある資源（原材料）」として受け入れ、保管、製品化しなければならない。

- 1 事業系ごみや再資源化可能物は事業所における副産物であるが、これらを「ごみ」として扱っている段階においては、安定した資源循環は達成できない。市町村等は、安定した回収・処理体制を構築するために、関係者がこれらの副産物を「資源」として取り扱うよう意識付けの徹底を図るべきである。
- 2 排出事業者は、本業の製品やサービスと同様に、副産物についてもより価値の高い製品原材料として再資源化事業所に納入するべきであり、こうした発想の転換が、原材料としての価値を上げるための分別(材質ごとの分別・夾雑物の除去など)や製品置場としての保管の徹底につながる。なお、有償売却できる物や処理費用を削減できる物が多くなれば、環境負荷の低減とともに経営上のメリットも大きくなる。

表 6-1 排出事業者における廃棄物等の分別の例

副産物の区分	品目	性状	処分・再資源化方法
産業廃棄物	廃プラスチック類	軟質プラスチック	RPF化
		硬質プラスチック	破碎・原料化
		塩化ビニル系	熱分解・塩酸製造
		汚れた物	焼却処理・発電
	動植物性残さ	単品	飼料化
		混合品	堆肥化
事業系ごみ	可燃ごみ	厨芥ごみなど	焼却処理
	資源ごみ	空きビン	破碎・工業原料
		空き缶	圧縮・金属原料
再資源化可能物	紙ごみ	段ボール	溶解・製紙原料
		オフィスペーパー	溶解・製紙原料
		感熱紙等	溶解・製紙原料
		機密紙	機密処理
		汚れた物	→可燃ごみ
	木くず	木くず	チップ化

- 3 排出事業者が再資源化方法に応じた分別を実施しても、収集運搬業者が混載して運搬したのでは再資源化は達成されない。収集運搬業者は、委託契約書に記載された再資源化が確実に実施できるよう、収集ルートの見直しや資源専用車両の導入などを検討するべきである。
- 4 再資源化施設の管理者は、搬入事業者に対して、受入・保管・再資源化処理の全ての工程において再資源化可能物を「価値ある資源（原材料）」として取り扱う体制を示すべきである。

## 6.2 効率的な回収システムの構築

○ 市町村等は、運搬効率等の問題から再資源化が浸透しにくい小規模事業所の対策として、事業系ごみ及び再資源化可能物の効率的な回収システムの構築について積極的に検討するべきである。

- ① 小規模事業所（店舗兼住宅）を対象とした公共回収
- ② 同業組合の共同回収
- ③ 工業団地・商店街の共同回収

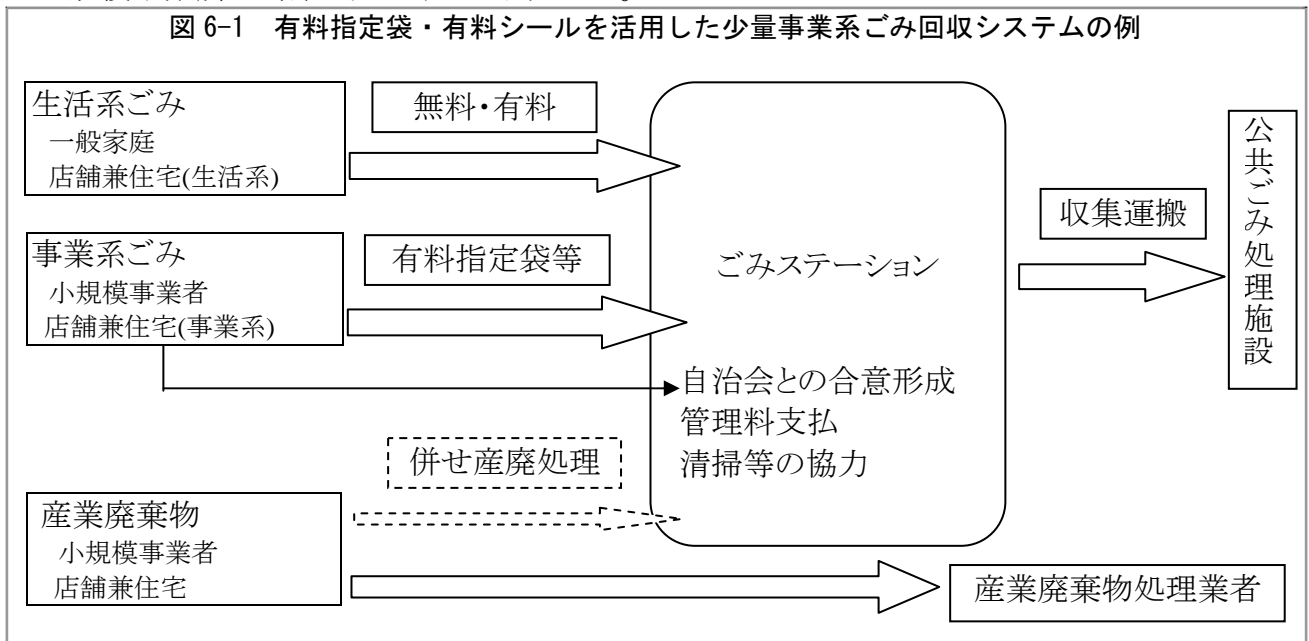
市町村は、小規模事業所から発生する少量の再資源化可能物が、焼却ごみなどに混入することがないように効率的な回収システムを構築する必要がある。

### ① 小規模事業所（店舗兼住宅）を対象とした公共回収

店舗兼住宅から排出される廃棄物は、その発生状況や性状から、生活系ごみ、事業系ごみ及び産業廃棄物に区分され、それぞれ廃棄物処理法で規定する処理を行わなければならないが、排出量が極めて少量であることや法の理解不足から適正な分別が行われず、処理費用のかからない生活系ごみとして排出されていることがある。

このように少量廃棄物については、効率的な回収システムが十分に構築されていないために再資源化が進まないものであり、市町村等は有料指定袋などを活用した公共回収など小規模事業所の対策を実施する必要がある。

図 6-1 有料指定袋・有料シールを活用した少量事業系ごみ回収システムの例



### ② 同業組合の共同回収

同業組合においては、排出される事業系ごみが類似していることから、市町村等から同業組合に対して、共同回収などを働きかける手法は効果的といえる。

### ③ 工業団地・商店街の共同回収

排出事業所が近接している工業団地や商店街では、共同回収が効果的な手法といえる。

実際に、工業団地内に共同の古紙回収ステーションを設置しているところもあり、収集する紙ごみの種類の統一など共通のルールを設定することによって、資源価値を高めることができる。



図 6-2 商工会設置の古紙ステーション

### 6.3 再資源化インフラの整備と活用

○ 排出事業者による分別の徹底や効率的な回収システムの構築がなされても、その受け皿となる再資源化施設が整備されていなければ、事業系ごみの減量化・再資源化は達成できない。市町村等は、近隣の市町村等と連携して、既存の再資源化施設を十分に活用するとともに、新たなインフラの整備を推進して、地域における循環型社会の構築に努めるべきである。

- ① 登録廃棄物再生事業者の活用
- ② 彩の国資源循環工場の活用
- ③ 公共ごみ処理施設の相互活用
- ④ 産業廃棄物処理施設における事業系ごみの再資源化
- ⑤ 公共又は民間による新たな施設の整備 など

高い意識を持ち再資源化に適した分別を行う排出事業者、その排出事業者との契約に基づき正しく回収する収集運搬業者及び適正かつ十分に配備された再資源化施設が整って、初めて事業系ごみの減量化・再資源化が達成される。再資源化施設の整備には、既存のインフラを掘り起こして活用する方法と新たなインフラを整備する方法があり、近隣の市町村と連携して、地域の実情にあった対策を講じていく必要がある。

#### ① 登録廃棄物再生事業者の活用

廃棄物処理法第20条の2において、市町村等は、県知事の登録を受けた廃棄物再生事業者に対し一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができると規定されている。市町村等は、事業系ごみの再資源化の推進に関して、登録廃棄物再生事業者との協力体制の強化及び拡大を図るとともに、排出事業者において廃棄物再生事業者が広く活用されるよう働きかけを行うべきである。

#### ② 彩の国資源循環工場の活用

彩の国資源循環工場は、循環型社会の構築に向けて環境産業・研究開発拠点として整備された施設で、多様な事業系ごみの再資源化が可能であることから、既存の再資源化施設として積極的に活用するべきである。

#### ③ 公共ごみ処理施設の相互活用

市町村等が設置する焼却施設やリサイクル施設は、老朽化したものから最新式のものまでその状況や性能は様々である。既存の再資源化施設の活用には、第2次埼玉県ごみ処理広域化計画(平成20年3月策定)で設定したごみ処理広域化ブロックを基本に、より高度な施設の相互利用を検討するべきである。

#### ④ 産業廃棄物処理施設における事業系ごみの再資源化

廃棄物処理法第15条の2の4において、産業廃棄物処理施設の設置者は、県知事あてに届出書を提出することにより、産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として設置することができる規定されている。この特例届出の活用例としては、産業廃棄物処理施設(木くずの破碎施設 廃棄物処理法施行令第8号の2)での剪定枝の破碎処理などが考えられる。なお、他人の一般廃棄物进行处理する場合には、市町村長から一般廃棄物処理業許可を取得する必要がある。

#### ⑤ 公共又は民間による新たな施設の整備

小売業や外食産業から発生する売れ残りや食べ残しなどの食品廃棄物については、発生抑制や再生利用の取組が遅れ、再資源化施設の整備も十分とはいえない状況にある。食品廃棄物の減量化・再資源化を進めるためには、新たな堆肥化施設、飼料化施設やメタン発酵施設など整備を進める必要がある。

## 第7章 地域の活性化と循環型社会の構築

- 事業系ごみ削減対策においても、第一に発生抑制を優先しなければならない。
- 事業系ごみの再資源化については、廃棄物の種類ごとに適した地域循環圏を構築するよう推進すべきである。
- 事業系ごみ削減対策は、地域の活性化についても考慮して実施するべきである。
- マテリアルリサイクルルートが十分に確保されていない事業系ごみについては、サーマルリサイクルルートを活用していくべきである。
- 一般廃棄物の大幅な排出削減が達成された後の将来像を想定して、ごみ処理広域化計画などの中長期的な計画も検討し、持続可能な循環型社会の構築を推進していくべきである。

- 1 循環型社会形成推進基本法では、廃棄物・リサイクル対策は、原則として、第一に廃棄物等の発生抑制(リデュース)、第二に使用済製品、部品等の適正な再使用(リユース)、第三に回収されたものを原材料として適正に利用する再生利用(マテリアルリサイクル)、第四に熱回収(サーマルリサイクル)を行い、それでもやむを得ず循環利用が行われないものについては適正に処分を行うという優先順位を念頭に置くこととされている。
- 2 運搬の効率性や腐敗性などの特性から、廃棄物の種類ごとに再資源化施設までの適正な距離があり、また、再資源化処理後の製品についても、同様に、施設から利用者までの適正な距離がある。市町村等は、近隣の市町村等と連携して、廃棄物の種類ごとに必要な再資源化施設を整備し、地域循環圏の構築を推進するべきである。
- 3 事業系ごみ削減対策において産業廃棄物の排除などの規制的手法のみを強化した場合、排出事業者は産業廃棄物処理業者への委託処理が必要となり、結果として費用負担が増大する。排出事業者は産業廃棄物の処理責任を有するため、適正な処理費用の負担は当然の責務ではあるが、狭い道路に沿って小規模店舗が立ち並ぶような地域においては、経済的負担による地域の衰退、産業廃棄物収集運搬車両の増加による環境負荷の増大及び道路状況などの生活環境の悪化等のデメリットも発生する。公共ごみ処理施設の中には、熱回収に優れた焼却施設などもあり、市町村等は、地域の活性化なども考慮して、事業系ごみや必要な産業廃棄物の効率的な公共回収及び処理について検討する必要がある。
- 4 サーマルリサイクルのルートとしては、彩の国資源循環工場、セメント焼成キルン及び高効率発電施設を有する公共ごみ処理施設などがある。
- 5 事業系ごみ削減対策の結果、区域内の一般廃棄物総排出量の大幅な削減が達成された場合には、高性能ごみ処理施設における集約処理などの新たな広域処理体制の確立や併せ産廃処理の実施等が可能となる。  
県及び市町村等は、こうした取組についても中長期的な計画として検討を行い、持続可能な循環型社会の構築を推進していくべきである。